

年金だより

国民年金保険料の 追納制度をご存知ですか？

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることができない場合には、申請により保険料の全額又は一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金や生活保護の生活扶助を受けている方などが該当する「法定免除制度」があります。

また、若年層（20歳代）の方を対象として保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や学生の方を対象とした「学生納付特例制度」もあります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内（例えば、平成23年2月分は平成33年2月末まで）であれば、あともう一度保険料を納付すること（追納）ができるようになっており、将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

追納のお申し込みは、岡谷年金事務所までお願いします。

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661
住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111



オアシス巡回相談会のお知らせ

障害福祉の相談に関わる諏訪地域障害者自立支援センター（オアシス）の専門員がお住まいのお近くで、困っている事や、悩みなどを聞きします。オアシスまでの移動手段のない方、事情がありなかなか相談できない方などこの機会にお気軽にご相談ください。

期　日	時　間	会　場
9月17日(土)	午後1時～午後5時	富士見町町民センター 第2研修室

■対　象：諏訪圏域の障害のある方、ご家族、障害福祉に関わる方

■相談費用：無　料

■申し込みは不要です。当日会場に直接お越しください。

この他、通常の相談も実施しています。

○利用時間：月曜日～土曜日 午前9時～午後5時
(毎月第3月曜日、年末・年始休館)

○相　談　料：無　料

○場　所：諏訪市総合福祉センター 湯小路いきいき元気館 1階



問 諏訪地域障害者自立支援センター（オアシス） ☎54-7363